

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
1	2	前文				以下の通り条文修正願います。 ・ ・ ・ 令和3年4月に「大分市下水汚泥固形燃料化事業募集要項」を公表し、 ・ ・ ・	修正いたします。
2	2	前文				基本協定に係る弊質問No. 1に記載の通り、SPC設立時期を再考頂きたく、ご検討の程よろしくお願い致します。	基本協定書（案）に関する質問・意見書への回答No. 1を参照してください。
3	6	6	10		SPCの運営	事業報告書や計算書類の附属明細書等には事業者の営業秘密等が含まれる可能性があることから、対外的に公表される前に確認の機会をいただきたく、以下の通り原文修正願います。 SPCは、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその附属明細書及び計算書類とその附属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を 事業者が確認した上で 公表することができるものとする。発注者は、受領した書類を確認し、疑義がある場合には、質問等を行うことができるものとする。	原案のままとします。
4	6	7	4		事業契約	「 ・ ・ ・ とが相互に矛盾するときは、 ・ ・ ・ 」と記載されておりますが、「矛盾するとき」の具体例をご教示願います。	事業契約の規定は締結当事者の意思表示の内容です。本条は、民法91条の定めを具体化したものです。

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
5	7	7	5		事業契約	<p>条文では「事業者は、・・・（省略）・・・旨を主張することは出来ない。」となっておりますが、契約公平性の観点から、発注者と受注者間で協議させて頂ける余地を残す以下条文に修正願いたく、ご検討願います。</p> <p>5 事業者は、募集要項等に記載された情報及びデータのほか、事業契約の締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、事業契約を締結したものとみなされることに同意する。事業者は、発注者が認めた場合を除き、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本事業の遂行その他事業契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、事業者の当該情報及びデータの未入手が、募集要項等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。</p>	<p>原文のままとします。 なお、募集要項等に記載された情報及びデータ以外で応募者が必要な資料は既存施設情報等開示申込書に必要事項を記入の上申し込み、資料を確認してください。</p>
6	7	7	5		事業契約	<p>「・・・事業契約の締結時に利用し得るすべての情報及びデータを・・・」の記載は当該範囲が不明瞭です。そのため契約公平性の観点からも、以下の通り条文を修正頂きたくお願い致します。</p> <p>事業者は、募集要項等に記載された情報及びデータのほか、事業契約の締結時に利用し得る募集要項等に記載された情報及びデータのほか、すべての情報及びデータを十分に検討した上で、事業契約を締結したものとみなされることに同意する。事業者は、かかる情報及びデータの未入手があったときにおいても、当該未入手を理由として、本事業の遂行その他事業契約の履行の困難さ、又はコストを適切に見積ることができなかつた旨を主張することはできない。ただし、事業者の当該情報及びデータの未入手が、募集要項等の誤記等発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合は、この限りでない。</p>	<p>回答No. 5を参照してください。</p>

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
7	7	7	5		事業契約	「事業者は、募集要項等に記載された情報及びデータのほか、事業契約の締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、事業契約を締結したものとみなされることに同意する。」とのことですが、貴市から開示された情報及びデータが十分な量で信頼に足るものであることが大前提となります。貴市に置かれましては当方が望む情報やデータ類を積極的に開示いただけたとの理解でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
8	7	7	5		事業契約	「事業者は、募集要項等に記載された情報及びデータのほか、事業契約の締結時に利用し得るすべての情報及びデータを十分に検討した上で、事業契約を締結したものとみなされることに同意する。」とのことですが、事業契約後に貴市から提示いただいた情報及びデータで事業計画の見直しが発覚した場合は、契約の見直しをおこなっていただけたとの理解でよろしいでしょうか。	契約締結後の事情変更該当する場合には、必要に応じて契約を見直します。
9	7	7	6		事業契約	第7条6項で契約解除等が可能となっておりますが、維持管理・運営委託契約 別紙2モニタリングの31ページの手続きを踏むことが前提との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
10	7	7	6		事業契約	<p>原文では「提案内容」の範囲が不明瞭です。そのため、契約公平性の観点から、以下の通り原文修正願います。</p> <p>事業者は、その提案内容（技術提案書に明示的に記載された提案を含むが、それらに限られず、技術提案書に基づく提案から合理的になされることが期待されるものを含む。以下同じ。）が、発注者からの別段の指示がない限り、全て事業契約内容であることを認識しかつ了解しており、提案内容による本事業の遂行その他事業契約の履行確保（成果物及び本施設並びに本事業に係る業務の実施内容が提案内容のとおりであることを含む。以下同じ。）に関して、その責任を負うものとする。発注者は、事業者が、その責により提案内容による本事業の遂行その他事業契約の履行確保ができない場合は、事業契約の定めるところに従って措置請求、改善命令、契約解除その他の措置を講ずることができるほか、次の各号の定めるところに従って対処することができる。</p>	原文のままとします。
11	7	7	6	(1)	事業契約	<p>契約公平性の観点から以下の通り条文修正願います。</p> <p>(1) 提案内容と成果物若しくは本施設又は本事業に係る業務の実施内容等の内容に著しい差異があるときは、発注者は、受注者に対し相当期間を設けて是正勧告を行うことができる。それにも関わらず事業者が当該期間内に是正出来なかった場合、契約解除を行うことができるほか、大分市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことができる。</p>	原文のままとします。
12	7	7	6	(3)	事業契約	<p>発注者の損害賠償範囲は、減額変更契約に伴う減額範囲に限定頂きたく、条文修正願います。</p>	原文のままとします。

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
13	8	9	4		維持管理・運営期間の業務	維持管理企業が複数ある場合に、ある維持管理企業が行う業務を他の維持管理企業が適切に実施できる場合、後継企業候補者は不要という理解でよろしいでしょうか。	他の維持管理企業が業務を適切に実施できる場合は、同項の規定を遵守し維持管理企業を変更してください。
14	9	12			損害賠償	「各当事者」には発注者も含まれるのかご教示願います。また、契約公平性の観点から、発注者が受注者に請求する当該損害賠償の範囲は、事業契約に基づく履行未達事項の是正対応や瑕疵担保箇所の修補に掛かる相当額に限定して頂きたい、お願い致します。	原文のままとします。本条本文における「各当事者」には発注者も含まれます。従い、相互適用されるため、発注者の損害賠償の範囲にも規定上の制限は定められておらず、公平性は確保されています。
15	9	13			本施設の不調	施設の不調の原因が、要求水準書で示された汚泥の性状や量の変更に起因する場合は、貴市にリスクを負担いただきたく考えますが、その理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	9	13	1		本施設の不調	<p>帰責者責任の明確化及び契約公平性の観点から、以下の通り条文修正願います。</p> <p>事由の如何を問わず、建設工事請負契約第56条、第5-7条、及び第59条及び第6-6条の規定を踏まえにかかわらず、同契約第41条の規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に本施設について性能未達その他の不調が発生した場合（同契約第56条第1項の場合（以下「建設工事請負契約不適合」という）を含む）には、建設事業者は当該原因の究明に努めると共に、SPCが維持管理・運営委託契約第23条に基づいて負担する本施設の基本性能が発揮されるよう業務を遂行する責任について、連帯してこれを負担する。</p>	本施設の基本性能が発揮されることが要求水準です。建設事業者が契約不適合責任を果たすか、あるいは、SPCが維持管理運営業務で修繕するか、事業者側の裁量でご対応いただき、本施設の基本性能が要求水準を満たすようにしてください。原案のとおりとします。

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
17	9	13	3		本施設の不調	性能未達その他不調が発生した原因が発注者である場合、同条第1項の規定は適用されない、との理解でよろしいかご教示願います。	ご理解のとおりです。
18	11	14	3	(2)	契約の終了	本条第1項の条文に合わせるため、以下の通り原文修正願います。 (2) 事業契約に関し 、事業者の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合。	本号は暴力団排除規定であり、事業者の属性で適用されるものです。事業契約に関係するか否かは問題ではありません。原文のままとします。
19	12	14	5		契約の終了	14条2項に記載の通り、基本契約以外の事業契約のすべてが終了した日をもって基本契約は終了することから、本項は削除願います。 5 前各項の定めにかかわらず、基本契約の終了後も、第12条乃至第15条の定めは有効とし、当事者を法的に拘束し続けるものとする。	原文のままとします。
20	13	15	3	(4) (5)	秘密保持等	発注者が守秘義務契約を締結した者への情報開示について、仮にその者が当グループの競合企業に当たる場合は営業上の機密が伝わることを懸念します。営業上の機密等の部分を契約書から削除いただくなど、事業者と協議としていただきたく希望します。	守秘義務契約上、目的外利用を禁止いたします。
21	13	15	3	(5)	秘密保持等	同項記載の状況の場合、事業者が発注者に開示した情報には営業秘密等も含まれることから、事業者との事前協議、承諾取付が必要になると思慮、条文修正願います。また、参考までに当該状況の具体例をご教示願います。	本事業期間満了後も、本施設の維持管理運営を継続する予定です。直営にする場合や民間委託する場合に、施設の保全や改良をする必要に応じて施設の技術情報を利用する必要がある場合などが具体的に想定されます。

基本契約書（案）に関する質問・意見への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問・意見の内容	回答
22	14	16	2	(4)	要求水準書の変更	発注者が「次項に定めるところにより要求水準書の内容を変更する」際においては、事業者側においても変更に対応するための負担が発生する場合も考えられることから「事業者の意見に拘束されないものとする」との表現は削除いただきたく希望します。また、貴市からの通知ではなく、貴市との協議により要求水準書の変更を行うものとしていただきたく希望します。	いずれも原案のとおりとします。なお、本項に基づき発注者が要求水準を変更したことによって費用負担が生じる場合には、発注者が負担する契約変更を行うことを想定しております。第(5)号はその趣旨で定められております。
23	15				署名欄	受注者の署名欄には募集要項P. 15_3_(3)_dに規定されている「その他の企業」が含まれる場合もあるため、当該修正願います。	修正いたします。